

防衛省によるミャンマー国軍士官・士官候補生の受入れ中止を求める 意見書

昨年２月１日に発生したミャンマー国軍による軍事クーデターから１年余が過ぎた。

ミャンマー国内では、国軍による武力と暴力によって、これまでに２,０００人余の貴い命が奪われ、多くの人々が不当逮捕、監禁、拷問される等、深刻な人権じゅうりんが続いている。また、経済も混乱を来し生活困窮者が増大している。

ミャンマー国軍に対抗して、平和と民主化を求めるミャンマー国民の粘り強い闘いは、困難の中にあっても継続している。その闘いは、ミャンマー国内だけではなく、世界各国、全国各地に連帯の声が広がっている。

このような中、クーデター後、防衛省はミャンマー国軍の士官候補生及び士官の計４名を留学生として受け入れ、軍事訓練等を行うことが明らかとなった（４月２６日、衆議院安全保障委員会・岸防衛大臣答弁）。

これに対し、５月１７日、超党派の国会議員「ミャンマーの民主化を支援する議員連盟」は、ミャンマー国軍からの士官・士官候補生受入れの即時中止を求める要請を政府に行った。

昨年、衆参両議院では、クーデターを非難し民主化を求める決議が採択された。また、本市議会においても同様な意見書を全会一致で採択し、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣に送付した。

日本政府がミャンマー国軍の軍人を留学生として受け入れ、軍事訓練等を教えるということは、ミャンマー国軍を正当化するものである。そのことは、日本政府がミャンマー国民の弾圧に加担する可能性がある」と指摘されており断じて容認できるものではない。

よって、下記のことを強く要請する。

記

- １、政府は、ミャンマー国軍からの士官・士官候補生の受入れを即時全面中止すること。
 - ２、政府は、昨年の衆参両議院の国会決議と本市議会の意見書を尊重し、ミャンマー国軍に対して厳重に抗議するとともに、ミャンマー国民への支援を強化すること。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和４年６月２７日

あて先：内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣